

議案第83号

備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月31日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

備前市学校給食共同調理場設置条例(平成17年備前市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「伊里小学校」 を 「片上小学校  
伊里小学校」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

議案第83号参考資料  
備前市学校給食共同調理場設置条例新旧対照表

改 正 案		現 行	
(名称、構成及び位置) 第2条 共同調理場の名称、構成及び位置は、次のとおりとする。		(名称、構成及び位置) 第2条 共同調理場の名称、構成及び位置は、次のとおりとする。	
名称	構成	名称	構成
備前市立西鶴山共同調理場 (略)		備前市立西鶴山共同調理場 (略)	
備前市立伊里共同調理場	片上小学校	備前市立伊里共同調理場	伊里小学校
	伊里小学校		備前市友延309番地1
	東鶴山小学校		
	三石小学校		
	備前中学校		
	伊里中学校		
	三石中学校		
備前市立日生共同調理場・備前市立吉永共同調理場 (略)		備前市立日生共同調理場・備前市立吉永共同調理場 (略)	